

## 1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### <目標>

男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定過程への参画が促進されることが極めて重要である。また、民主主義社会においては、構成員の意思を公正に反映できる参画の制度と運用が必要である。民主主義の成熟を促すとともに、21世紀に必要な社会のあらゆる領域での多様性の確保のためには、政策・方針決定過程への男女共同参画を進め、男女共同参画社会を実現しなければならない。

しかし、我が国においては、女性の政策・方針決定過程への参画状況は、男女共同参画の国際的な指標の一つであるジェンダー・エンパワーメント指数（G E M）から見ても極めて不十分である。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画の形成についての基本理念の一つとして、「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げている。さらに、同基本法においては、国は、基本理念を踏まえた施策の総合的な策定、実施の責務を負うことが規定されており、その施策の中には積極的改善措置（ポジティブ・アクション（\*））が含まれている。

今後、公的分野・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくために、まず、国が率先して、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について取組を進める必要がある。国民の目に見える形で女性の政策・方針決定過程への参画が進むことによって、より一層男女共同参画社会の形成が進むことが期待される。

また、国だけでなく、地方公共団体、企業、各種機関・団体に対しても広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。

### \* 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。

男女共同参画社会基本法上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。

## 1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の基本的方向	
<b>(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b>	
行政分野において、施策の対象及び施策の影響を受ける者の半分は女性であることから、女性の参画を拡大していくことが重要である。政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の要請である。	
平成 15 年の「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30% 程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する」との男女共同参画推進本部決定に従い、国の政策・方針決定過程への女性の参画を進める。	
国の審議会等については、平成 12 年の男女共同参画推進本部決定において、平成 17 年度末までのできるだけ早い時期に女性委員の割合を 30% にするという目標が掲げられ、着実に達成が図られてきた。これを踏まえ、新しい目標の設定など更に努力が必要である。	
女性国家公務員については、国家公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性の採用・登用等を促進する。政府としては、人事院の策定する指針を踏まえ、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し等の環境整備も含め、女性の採用・登用等の促進に向けて積極的な取組を行う。	

具体的施策	担当府省
<b>ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進</b>	
○女性国家公務員の採用・登用等の促進	全府省、【人事院】
・「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、また、女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての平成16年の男女共同参画推進本部決定等に従い、女性国家公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発を一層推進する。	全府省
・各府省において、前述の平成15年及び平成16年の男女共同参画推進本部決定並びに人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」等を踏まえ、「女性職員の採用・登用拡大計画」の見直しを図るなど、総合的かつ計画的に取組を推進する。	全府省
・平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員I種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度（平成17年度21.5%）、その他の試験については、I種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする。	全府省
・女性国家公務員の登用の一層の拡大を図るため、計画的に女性職員の育成に努めるとともに、従来女性職員が就いていなかった官職に女性職員を登用する等、女性職員の職域の拡大に努める。	全府省
・前述の平成16年の男女共同参画推進本部決定等を受けて、女性国家公務員の採用及び登用、各府省における取組状況等に関して、定期的に調査し公表するなどのフォローアップを行う。	総務省
・女性の国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項（例えば、中途採用の活用、必要に応じたゴール・アンド・タイムテーブル方式の法制化）について検討を行い、できる限り実施する。	全府省、【人事院】
・人事院において、メンター（先輩の助言者）の導入に関する検討を行う。	【人事院】
○仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援	
・常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。	総務省、【人事院】
・職業生活と家庭生活を両立する上で必要不可欠である業務簡素化を進め超過勤務の更なる縮減に取り組む。	全府省
・育児休業、介護休暇等の取得促進を図り、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努める。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。（平成16年度0.9%）	全府省
・国家公務員のテレワーク導入に向けて、関係省庁連絡会議等においてテレワークに資する制度等の環境整備について検討する。	全府省
<b>イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進</b>	
○国の審議会等委員への女性の参画状況の定期的な把握等による目標達成に向けての取組	
・国の審議会等委員への女性の参画の拡大について、新たな目標設定を検討する。	内閣府
・各審議会の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表しつつ、計画的に取組を進める。	内閣府
・専門的知識・技術を有する女性を発掘、育成すること、幅広い専門分野から女性を登用すること、受益者や消費者という立場から女性を登用すること、公募委員の募集に当たり積極的に女性を選考することなどの方法により、女性委員の割合を高めるよう取組を推進する。	全府省

## **(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請**

住民に身近な行政に携わる地方公共団体の政策決定は、一人一人の住民の生活に大きな影響を与えることから、国と同様、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、地方公共団体における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要である。各都道府県・政令指定都市において、審議会等委員や公務員への女性の登用を促進する取組が行われてきているが、その成果には格差が見られることから、更なる推進のための支援・協力要請を行う。

また、このような取組を市町村にも普及するための助言・支援を行うよう、都道府県に対し協力を要請する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努める。</li> </ul> <p>○団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、引き続き、関係団体に対して国の審議会等委員への女性の参画の促進に関する政府の目標について十分に周知し、協力を求める。また、団体からの委員の推薦に当たっては、格段の協力を要請する。この場合、女性団体からの推薦を求めるについても考慮する必要がある。また、団体の役職者への女性の登用が進んでいないことが推薦に当たり制約となっていることから、例えば男女の構成比率も目安にして団体の役職者を登用するよう働きかけるなど、男女共同参画の推進の観点から、女性の人材育成策を推進する。</li> <li>職務指定委員については、引き続き、これらの必然性について検討し、可能なものについては柔軟な対応を図る。</li> </ul> <p>○その他の委員等への女性の参画を促進するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律に基づいて任命・委嘱される委員、国が委嘱する各種のモニター等について、男女共同参画を促進する。</li> <li>日本学術会議においては、女性の会員比率が、自ら掲げた10%の目標を大きく上回る20%となった（平成17年10月1日現在）が、今後とも女性の会員・連携会員の増加を図る等女性科学者の登用に努める。</li> </ul>	全府省 全府省 全府省 全府省 内閣府
<b>ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等</b>	
○女性地方公務員の採用・登用等に関する要請	内閣府、総務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発について積極的に取り組むよう要請する。その取組において、計画的に取組を進め、定期的にフォローアップを行うよう支援・協力要請を行うとともに、地方公共団体が職員に対して研修を行う場合には、女性職員の受講に配慮することも要請する。</li> </ul>	
○地方公共団体への情報提供等	内閣府、総務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の主体的な取組が進むよう適切な助言、情報の収集・提供を行うとともに、各団体の取組状況の把握に努め、必要な支援等について検討を行う。</li> </ul>	
○国が地方公共団体の職員に対して行う研修における配慮	全府省
<ul style="list-style-type: none"> <li>国が地方公共団体の職員に対して研修を行う場合には、必要に応じ女性職員の参加を奨励するなど、適切な配慮を行う。</li> </ul>	
○仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援	総務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇（時間単位のものも含む。）等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。（平成16年度0.5%）</li> </ul>	
<b>イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援</b>	
○都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する目標値や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめて提供するとともに、女性の人材に関する情報を提供する。</li> <li>職務指定委員に係る法令上の規定について、男女共同参画会議監視・影響調査</li> </ul>	内閣府、関係府省

### **(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援**

政治、経済、社会、文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、広く協力要請を行う。

また、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するという積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に自主的に取り組むことを奨励する。

### **(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供**

政策・方針決定過程への女性の参画に関し、様々な分野における現状や問題点を定期的に調査・分析するとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について、各分野における実効性ある措置の具体化について検討し、その推進を図る。また、女性の人材に関する情報を必要としている者の利便性向上を図る。さらに、男女を問わず国民の行政情報へのアクセスを進め、政策・方針決定過程の透明性を確保する。

専門調査会において検討を進め、必要な見直しを行う。	
○市町村への取組の普及	内閣府
・市町村における取組を促進するため、都道府県が市町村に支援と助言を行うよう協力を要請する。また、都道府県と市町村が女性の人材情報を共有できるよう双方に協力を要請する。	内閣府
・男女共同参画宣言都市等に対して、特に積極的に取り組むよう奨励する。	内閣府
○社会的気運の醸成	全府省
・あらゆる機会を通じて、女性の登用等について企業、労働組合、経営者団体、教育・研究機関、P T A、スポーツ団体、政党、協同組合等各種機関・団体等に協力要請を行うとともに、社会的気運の醸成を図る。	全府省
・それぞれの分野で「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、自主的な行動計画の策定について継続的に協力要請・支援を行う。	内閣府
・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関し、各分野における実施状況や実効性ある具体的な措置に関する情報提供等を行い、実効ある方策が取り入れられるよう協力を要請する。	内閣府
○独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対する協力要請	全府省
・独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対して、女性の政策・方針決定過程への参画に係る計画を策定する等の積極的な取組を促進するよう協力を要請する。	文部科学省
○大学への協力要請等	文部科学省
・学術・研究の分野における女性の参画を促進するため、国公私立の大学等の教育機関、国公立及び民間の研究機関、学会等その他の関連機関において、女性の参画を促進するよう協力を要請する。	文部科学省
・国公私立を問わず各大学において、学長が率先してリーダーシップを発揮するなど、女性が活躍できる環境づくりに取り組み、女性の参画を促進するよう協力を要請する。	文部科学省
・国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。（平成10年度6.6%）	文部科学省
・独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価項目に女性教員の割合向上のための取組を盛り込むことを促す。	文部科学省
・日本学術会議に、科学における男女共同参画を担当する科学者委員会（常置の委員会）を設置し、科学者による組織・団体等における男女共同参画の推進について提言や意識啓発等を行う。	内閣府
<b>ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施</b>	
○政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施	内閣府
・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進について、各分野における実施状況やその効果について調査・研究しつつ、実効性ある具体的な措置のモデルの開発を進め、それらの成果の効果的な普及に努める。	内閣府
・各分野における指導的地位に占める者の範囲を確定し、定期的にフォローアップを行うこと等を通じ、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標達成に向けて計画的に取組を進める。	内閣府
・政治分野における男女共同参画が極めて重要であることを踏まえ、女性議員の比率が高い国等諸外国の法制度、政策の調査を行い、その結果を広く一般に公	内閣府

(注) 「担当府省」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。

<p>表する。</p> <p>○女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な分野における、女性の政策・方針決定過程への参画状況につき定期的に調査を行い、情報を提供する。</li> </ul>	内閣府
<p><b>イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成</b></p> <p>○女性の人材に関するデータベースの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の人材に関する情報提供について、個人情報の保護に配慮しつつ、より広い範囲で利用可能なシステムの構築を検討する。</li> </ul>	内閣府
<p>○女性リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策・方針決定過程に登用された女性のネットワーク作りを支援し、ネットワークの構成員の人脈を通じて新たな人材の発掘・育成を図る。</li> <li>・地方公共団体やN G Oが行う女性リーダーの育成について支援を行う。</li> </ul>	内閣府 内閣府
<p><b>ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保</b></p> <p>○政策・方針決定過程の透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策・方針決定過程の透明性を確保するため、情報公開法制及び政策評価制度等の的確な施行を確保するとともに、広く国民等に対し案等を公表し、意見を募集するパブリック・コメント手続が一層活用されるよう努める。</li> <li>・国民一人一人が政治や選挙に関心を持つとともに、投票への参加が推進されるよう、啓発に努める。</li> </ul>	全府省 総務省